

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R5.11.7	R5.12.28	特定非営利活動法人〇〇が都に提出した全ての ・定款変更認証申請に係る書類 ・定款変更届出書類	171		1														【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課	
2	R5.11.8	R6.1.5	特定非営利活動法人〇〇に関して実施機関で作成及び取得した公文書すべて	1130	1																生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課	
3	R5.11.8	R6.1.5	特定非営利活動法人〇〇に関して実施機関で作成及び取得した公文書すべて			1															【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、行政の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
4	R5.11.8	R6.1.5	特定非営利活動法人〇〇に関して実施機関で作成及び取得した公文書すべて																		当該公文書は、特定非営利活動促進法に基づく閲覧及び謄写の対象となる公文書であり、東京都情報公開条例第18条第1項により、開示対象外であるため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
5	R5.11.8	R6.1.5	〇〇定款	12	1																生活文化スポーツ局都民生活部 東京ウィメンズプラザ	

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	R5.11.8	R6.1.5	(1)〇〇利用団体・グループ登録申込書 (2)〇〇施設及び附帯設備使用申請書 (3)禁止・制約事項確認書(ホール以外の施設) (4)ご利用状況報告書	13		1													【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部 東京ウィメンズプラザ
7	R5.9.15	R6.1.11	特定非営利活動法人〇〇の平成〇〇年〇〇月〇〇日收受定款変更認証申請書類のうち定款	13		1							1						【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課
8	R6.1.4	R6.1.18	2023年12月6日付開示請求による開示請求のあった日から2023年12月31日付開示請求による開示請求のあった日以前までの期間に、東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に関して作成された又は取得された公文書					1											当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部 男女平等参画課
9	R6.1.5	R6.1.19	特定非営利活動法人〇〇「〇〇実績の提出書」(令和〇〇年〇〇月〇〇日收受)	1		1							1						【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部 管理法人課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
10	R5.11.20	R6.1.19	【04-01609】LINEによる配偶者等暴力(DV)相談システム	74		1													<p>【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することは出来ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれや、人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがあると認められるため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることで、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化スポーツ局都民生活部 東京ウィメンズプラザ
11	R5.11.20	R6.1.19	【04-01611】LINEによる配偶者等暴力(DV)相談システム				1												<p>【東京都情報公開条例第7条第3号】 当該情報は、法人の保有するノウハウ等の技術上の情報であり、公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれや、人の生命、身体、財産等への不法な侵害を招くおそれがあると認められるため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、相談者が安心して相談することが妨げられる等不利益を及ぼし、事業の性質上、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	生活文化スポーツ局都民生活部 東京ウィメンズプラザ
12	R5.11.20	R6.1.19	【04-01610】LINEによる配偶者等暴力(DV)相談システム					1											請求に係る公文書については、本契約の範囲外であり存在しないため、	生活文化スポーツ局都民生活部 東京ウィメンズプラザ

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
13	R5.11.20	R6.1.19	若者総合相談センターのシステム 起案書、審査会結果、契約書、報告書(月報、業務実施)、各種マニュアル、フロー、体制、議事録	360		1													【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができ、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 【東京都情報公開条例第7条第6号】 各委員の採点や審査基準については、都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、今後の行政運営に支障をきたす可能性があるため。相談内容については、公にすることを前提としておらず、公にすることで、相談者との信頼関係を損ない、今後若者総合相談センターへの相談をためらうなど、当該事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課
14	R5.11.20	R6.1.19	若者総合相談センターのシステム 基本構想、先行事例、提案書、各種計画書、報告書(テスト、アクセシビリティ、広報)、設計書、課題管理表				1	1			1								【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあり、競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 請求に係る公文書については、本契約の範囲外であり存在しないため、	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課
15	R5.11.20	R6.1.19	以下資料 ・結婚支援マッチング事業支援業務委託【05-02002】 ・結婚に向けた気運醸成イベント等業務委託【04-01382】 基本構想、先行事例集、起案書、審査会結果報告、契約書、提案書、各所計画書と報告書(テスト、アクセシビリティ、月報、広報、業務実施)、設計書、課題管理表、各種マニュアル、フロー、体制、議事録	4		1														生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
16	R5.11.20	R6.1.19	以下資料 ・結婚支援マッチング事業支援業務委託【05-02002】 ・結婚に向けた気運醸成イベント等業務委託【04-01382】 基本構想、先行事例集、起案書、審査会結果報告、契約書、提案書、各所計画書と報告書(テスト、アクセシビリティ、月報、広報、業務実施)、設計書、課題管理表、各種マニュアル、フロー、体制、議事録	425		1													【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため 【東京都情報公開条例第7条第5号】 検討に関する内容であって、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、今後の契約に際し、予定価格及び契約用途額が類推され、契約事務における公正性及び競争性の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、検討に関する内容であって、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課
17	R5.11.20	R6.1.19	以下資料 ・結婚支援マッチング事業支援業務委託【05-02002】 ・結婚に向けた気運醸成イベント等業務委託【04-01382】 基本構想、先行事例集、起案書、審査会結果報告、契約書、提案書、各所計画書と報告書(テスト、アクセシビリティ、月報、広報、業務実施)、設計書、課題管理表、各種マニュアル、フロー、体制、議事録				1	1			1								【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 当該文書を作成しておらず、存在しないため。	生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課
18	R6.1.19	R6.1.22	(1) 令和5年度私立特別支援学校等経常費補助金 交付決定通知(学校法人○○学園) (2) 令和5年度私立特別支援学校等経常費補助金 交付決定額一覧	4	1															生活文化スポーツ局私学部私学振興課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
19	R5.12.1	R6.1.24	特定非営利活動法人〇〇に係る特定非営利活動法人に関する事実照会及び特定非営利活動法人の認定について(更新拒否決定)	66	1																生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課	
20	R5.12.1	R6.1.24	特定非営利活動法人〇〇に係る特定非営利活動法人に関する事実照会及び特定非営利活動法人の認定について(更新拒否決定)	66		1															【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 法人に関する情報で、法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 公にすることにより、行政の事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課
21	R6.11.29	R6.1.24	令和5年度男性の家事・育児等参画状況実態調査委託【05-16137】のうち、報告書(詳細)(図表・グラフ等を含む)				1														当該公文書は、インターネットによる公表情報等と同一の情報が記載された公文書であるため	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
22	R6.11.29	R6.1.24	令和5年度男性の家事・育児等参画状況実態調査委託【05-16137】のうち、報告書(概要)、単純集計表、クロス集計表、多重クロス集計表	24	1																	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
23	R6.11.29	R6.1.24	令和5年度男性の家事・育児等参画状況実態調査委託【05-16137】のうち、起案書、契約書、実施計画書、自由回答一覧	169		1													<p>【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することは出来ないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、法人印の偽造、その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第6号】 ・公にすることにより、当該契約事務の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため ・調査研究に係る事務に関するものであり、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため</p>	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
24	R6.11.29	R6.1.24	令和5年度男性の家事・育児等参画状況実態調査委託【05-16137】のうち、審査会結果報告書及び提案書					1											当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課
25	R5.11.27	R6.1.26	(1)〇〇に対する東京都後援の名義使用の承認申請について (2)〇〇企画書 (3)〇〇規約 (4)ちらし案 (5)5〇〇第〇〇号東京都後援名義の使用について(承認) (6)使用料日計表(〇年〇月〇日)	12		1													<p>【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人が識別できるものであるため</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるため</p>	生活文化スポーツ局都民生活部東京ウィメンズプラザ
26	R5.11.27	R6.1.26	団体が提出した後援名義使用申請に係る添付書類			1													<p>【東京都情報公開条例第7条第3号】 公開されると今後〇〇の活動に支障を生じるおそれがあり、当該団体の事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるため</p>	生活文化スポーツ局都民生活部東京ウィメンズプラザ

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
27	R6.1.18	R6.1.30	<ul style="list-style-type: none"> ・学校法人〇〇の財務計算書類のうち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（令和4年度決算分） ・学校法人〇〇の私立学校教育助成金調査表（A表）のうち、「1 資金収支計算書」「2 事業活動収支計算書」「3 貸借対照表」（平成30年度から令和4年度決算分） 	24		1												<p>【東京都情報公開条例第7条第3号】 開示により法人の収入・支出の状況や財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められる。</p>	生活文化スポーツ局私学部私学行政課
28	R5.12.2	R6.1.31	<p>東京都が、現時点で係属している住民訴訟に関する以下の文書全て</p> <p>1 都の弁護士と交わした契約書 2 支出した実費額（印紙代、郵券代、弁護士費用を含むがそれに限られない） 3 支出命令書</p>	191		1					1	1	1				<p>【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。</p> <p>【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、印の偽造、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課	
29	R5.12.2	R6.1.31	<p>東京都が、現時点で係属している住民訴訟に関する以下の文書全て</p> <p>4 原告の請求を認諾せず争うこととした経緯がわかる文書全て（稟議書を含むがそれに限られない）</p>					1									<p>当該公文書は生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課では作成及び取得しておらず、存在しない。</p>	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課	
30	R6.1.15	R6.1.29	<p>2023/10/31(火)14:00～16:00 〇〇高校いじめ調査報告委員会報告書の精査に関する説明</p> <p>①面談の音声記録 ②①に関する議事録、報告書等</p>					1						1			<p>【第7条第6号】 当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにすることで7条6号に該当する事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報を公にすることとなるため。</p>	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課	